

総務常任委員会

平成28年2月23日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎嶋田 善行	○坂口 徹	小村 尚己
平川 理恵	木澤 正男	奥村 容子
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
教 育 長	清水 建也	総 務 部 長	植村 俊彦
総 務 課 長	加藤 恵三	同 参 事	谷口 智子
同 課 長 補 佐	仲村 佳真	企画財政課長	西巻 昭男
同 課 長 補 佐	福居 哲也	同 課 長 補 佐	峯川 敏明
税 務 課 長	黒崎 益範	同 課 長 補 佐	木村 隆幸
監 査 委 員 書 記	山崎 篤	教委総務課長	安藤 晴康
生涯学習課長	真弓 啓	同 課 長 補 佐	平田 政彦

3. 会議の書記

議会事務局長	寺田 良信	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 坂口委員、小村委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより総務常任委員会を開会いたします。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、坂口委員、小村委員のお2人を指名いたします。お2人にはよろしく願いをいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。

初めに、継続審査（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 真弓生涯学習課長。

生涯学習
課長

それでは、1. 継続審査、（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、ご報告させていただきます。

まず初めに、史跡中宮寺跡の整備についてであります。今年度の整備工事の進捗状況につきましては、先ほどもございましたが、現在、塔・金堂基壇の礎石の据え付けや基壇の整形工事を進めているところであり、3月18日までの工期内に予定どおり終了する予定であります。

次に、平成25年度より奈良大学と共同で進めております斑鳩大塚古墳の範囲確認調査についてでございます。これも先ほどございましたが、今回の発掘調査も豊島直博奈良大学准教授が現地を担当され、奈良大学の学生が従事いたしまして、2月19日から3月31日までの間での実施を予定しております。今年度の調査は、墳丘の東側及び南側における墳丘や周濠の確認を目的としております。

次に、平成28年度春季の史跡藤ノ木古墳石室特別公開についてであります。ゴールデンウィーク期間中の4月30日土曜日と5月1日の日曜日の日程で開催することとなりましたので、ご報告申し上げます。

次に、去る1月23日に小田原市において開催されました法隆寺ゆかりの都市文化交流シンポジウムについてであります。シンポジウムでは、法隆寺の大野管長及び当町文化財担当者の講演の後、パネルディスカッションが開催され、パネリストとして町長より、現在取り組んでいるまちづくりの紹介や、法隆寺食封を縁とした小田原市のほか、群馬県高崎市、兵庫県姫路市、兵庫県朝来市の4市と当町との今後の交流推進についての展望などが述べられたところであります。

次に、斑鳩町文化財保護審議会の開催についてであります。本日の午後2時より開催をいたします。町指定文化財候補の調査として現在実施しております五百井地区の大方家歴史資料調査や、今年度より設置いたしました春日古墳調査検討委員会等について報告いたしますとともに、来年度に実施を計画しております大方家歴史資料調査などの計画案についてご検討していただく予定でございます。

次に、春日古墳調査検討委員会の開催についてであります。3月24日に第2回の会議を開催してまいります。今回の会議では、調査を実施していく上での課題などについてご検討いただく予定であります。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてのご報告であります。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員

報告いただいた箇所数というのか、いわゆる案件について、たくさん同時に調査等、平行して行っていただいているなと思うんですけども、大塚古墳なんですけども、今、順次発掘していただいているんですけども、計画で言うと、発掘調査が終わる年度がいつになるのかっていうのと、それが終わった段階で何か考えていらっしゃるのかどうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

生涯学習課長 今、順次調査中ということですので、特に期限というのはございませ
んけれども、昨年もございましたが、大塚古墳の周囲の堀ですね、周濠
ですけれども、これの存在の継続点の調査、それから、特に興味深いと
ころが、前方後円墳じゃないかというくびれの部分が去年見つかったりし
ておりますので、ただ、これがまだ確実なところではございませ
んの、当面はその確実な範囲確認といえますか、その辺が重点になっ
てくるかと思えます。その内容によりましては、当然、以後の活用とい
うものも出てまいりますけれども、今のところはまだ調査段階というふう
にご理解いただきたいと思います。

委員長 ほかにございせんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
本件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わ
ります。

次に、各課報告事項についてを議題といたします。

初めに、(1)平成28年度税制改正大綱(地方税関係)の概要につ
いて、報告を求めます。 黒崎税務課長

税務課長 それでは、各課報告事項(1)平成28年度税制改正大綱(地方税関
係)の概要についてをご報告申しあげます。本日も報告を申しあげる内容
につきましては、昨年12月に国において取りまとめられました平成2
8年度税制改正大綱のうち、地方税に関係するものを抜粋して、その概
要を説明させていただきます。資料1をごらんください。

初めに、I、個人町民税に関する改正内容であります。

1、セルフメディケーション(自主服薬)推進のための医療費控除の
特例の創設についてであります。適切な健康管理の下で医療用医薬品か
らの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取り組

みとして一定の取り組みを行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、いわゆるスイッチOTC薬の購入費用を年間12,000円を超えて支払った場合には、その購入費用、年間10万円を限度のうち、12,000円を超える額を所得控除するものがあります。なお、スイッチOTC薬とは、医師の処方箋を必要とする医療用からいわゆる市販薬へと切り替わった医薬品を言いますが、その詳細は、国の法案成立後の告示、政令等で明らかにされますが、かぜ薬から胃腸薬など幅広く対象になる見込みとされております。また、一定の取り組みとは、予防接種や定期健康診断等の健康維持・増進及び疾病予防に対して一定の取り組みを行う場合とされておりますが、その詳細につきましても国の法案成立後の告示等で明らかにされる予定とされております。

次に、Ⅱ、法人町民税に関する内容であります。

1、法人町民税法人税割の税率の改正についてであります。法人町民税法人税割の税率を、現行9.7%から6.0%に引き下げるものであり、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用するものであります。なお、この改正は、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、平成29年4月から、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、地方法人税の税率を引き下げ、その税込額を交付税措置されることとされております。また、地方法人特別税・譲与税を廃止し、全額法人事業税に還元するほか、法人事業税額の一部を都道府県が市町村に交付する法人事業税交付金を創設することとされております。なお、この本法人町民税法人税割の税率改正に伴う町税への影響額につきましては、平成26年度決算ベースで試算すると、約2,000万円の減収というふうになります。

次に、Ⅲ、固定資産税・都市計画税に関する改正内容であります。

初めに、1、①農地保有に係る課税の強化についてであります。農地法に基づく農業委員会による農地中間管理機構の農地中間管理権の取得に関する協議の勧告を受けた遊休農地について、農地の評価において農地売買の特殊性を考慮し正常売買価格に乘じられている割合、平成27年の評価替えにおいては0.55を乗じないこととする等の評価方法の

変更を、平成29年度から実施するものであります。

次に、②農地保有に係る課税の軽減についてであります。所有する全ての農地、10アール未満の自作地を除く、に、農地中間管理事業のための賃借権等を新たに設定し、かつ、当該賃借権等の設定期間が10年以上である農地に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を最初の3年間、価格の2分の1、賃借権等の設定期間が15年以上である農地については、最初の5年間、価格の2分の1とする措置を2年間に限り講ずるものであります。なお、特例の適用期限につきましては、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間において賃借権等の設定がなされたものとされておりあります。

次に、2、新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の延長についてであります。新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の適用期限を2年間延長するものであります。現特例措置の適用期限につきましては、平成28年3月31日までとされていることから、引き続き2年間延長されるものであります。

次に、IV、軽自動車税に関する改正内容についてであります。

1、軽自動車税環境性能割（仮称）の導入についてであります。軽自動車税環境性能割（仮称）を平成29年4月1日から導入されるものであります。具体的な内容についてであります。アの納税義務者等についてであります。環境性能割は、主たる定置場の所在地において当該自動車を取得した者に課税することとされておりあります。次に、イ、課税主体についてであります。軽自動車税環境性能割は市町村が課税する。ただし、当分の間、都道府県が賦課徴収を行うものとされておりあります。

次に、ウ、課税標準と免税点についてであります。環境性能割の課税標準は取得価額とし、免税点は50万円とされておりあります。資料1の裏面をごらんください。次に、エ、環境性能に応じた税率の適用及び非課税についてであります。初めの表は乗用車、下の表は軽量車、車両総重量2.5トン以下のバス・トラックについて、それぞれ燃費基準値達成度等に応じ、非課税、1%、2%、3%の4段階を基本としておりあります。また、軽自動車及び営業車の税率は、2%を上限とされておりあります。

乗用車に係る表をごらんください。軽自動車の税率についてでありま

すが、区分で、電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車、クリーンディーゼル乗用車並びにガソリンハイブリッド車、ガソリン車では、排ガス要件で、平成17年度排ガス規制に適合し、かつ、平成17年度排ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、燃費要件で平成32年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いものについては非課税、また、ガソリンハイブリッド車、ガソリン車で、排ガス要件で平成17年度排ガス規制に適合し、かつ、平成17年度排ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、燃費要件で平成32年度燃費基準を満たすものについては1.0%、ガソリンハイブリッド車、ガソリン車で、排ガス要件で平成17年度排ガス規制に適合し、かつ、平成17年度排ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、燃費要件で平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの及びそれ以外の車については2.0%となっております。

なお、軽自動車税環境性能割の導入に伴う町税への影響についてであります。国の増収見込みを平成26年度の町の軽自動車新車販売台数と全国の新車販売台数の比率で試算いたしましたところ、約265万円の増収となります。また、環境性能割の導入に伴い、現行の軽自動車税を軽自動車税種別割と名称変更が行われます。なお、現行の軽自動車税につきましても、名称変更はあるものの、町税への影響はございません。

次に、2、軽自動車税におけるグリーン化特例の延長についてであります。平成27年度末で期限切れを迎えるグリーン化特例、軽課については、現行の措置を1年間延長することとされております。なお、この軽自動車税グリーン化特例措置につきましても、昨年度税制改正により創設され、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新規取得される新車について、平成28年度分のみの適用とされておりましたが、1年間延長し、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新規取得される新車について、平成29年度分のみの適用となります。本グリーン化特例延長に伴う町税への影響につきましても、平成27年度上半期の町の新車台数（156台）をベースに試算をいたしますと、約94万円の減収となります。環境性能割の導入に伴う増収と

グリーン化特例の延長に伴う減収を合わせて、171万円の増収になると見込んでおります。

次に、その他として、その他法令の改正による条文整理等所要の改正についてであります。今回の税制改正においては、地方税法を初め、所得税法、租税特別措置法等の法令改正が予定されておりますことから、これら関係法令の改正において、項番号、号番号等の繰り上げ、繰り下げ、条文の整理等も行われますことから、町税条例においても、関係法令の改正に伴う引用条文の整理等、所要の改正を予定をいたしております。

以上、平成28年度税制改正大綱地方税関係の概要についてですが、今後、関係法令の改正内容の確認を行う中で、本年4月1日から適用を必要とする改正につきましては3月31日で専決処分をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 まず、1点目の個人町民税のところ、新たに医療費控除の特例の新設ということで、市販薬に切りかわる分についても控除適用とするということですが、これ、確定申告のきにこういう控除が新設されたよということになるんですよね。住民の皆さんに周知をしていくことになるかと思えますけども、そういった方法等については、どんなふうを考えてはるんでしょう。

税務課長 現在、国、税制改正大綱が出まして、今現在、関係法令の整備が進められております。法律の成立後は遅滞なく広報等ではお知らせをしていきたいというふうに考えております。

木澤委員 もともとですね、医療費控除なんかは特にご高齢の方がようされると思うんですけども、そもそも確定申告自体がもうややこしくてようわか

らへんというご相談をよくお聞きするんですよね。この間、いかるがホールで確定申告の相談会っていうんですかね、をやっていたいたと思うんですけども、ことしからですかね、去年からからかな、もうそれがなくなってしまったということで、もう相談に行くところがないというような話を聞いていまして、町のほうにも、税務課の窓口等にも来られるというふうに思うんですけども、町のほうとしては、その状況等の把握と対応はどんなふうにされているんでしょうかね。

税務課長 昨年度までは、税務署のほうでですね、相談会場としてこの生駒郡ではいかるがホールが最後まで相談会場として残っておった状態でございますが、国のほうから、経費等の関係があって、大阪国税局の考え方としては減らしていこうということで、昨年、そういったご連絡を受けました。町としましても、おっしゃりますように、障害者や高齢者の方々のためにもぜひ存続お願いもいたしたところなんですけども、国の方針であるということで、なくなったということでございます。

町といたしましても、今、なくなりましたので、現状ですね、ちょっと見る中で、検討しなければならないのかというふうには考えております。

木澤委員 引き続きやっぱり国のほうにも、よりこうした制度改正、この制度改正の内容自体が別に悪いことではないと思うんですけども、やっぱりこうした手続きが煩雑化する中でですね、特にご高齢の方ですね、やっぱりよくわからないと。かわりに書き込むとかいうこともできませんので、そうしたことについては、本人さんがやっぱり相談して、きちっと書き込みができるような体制をね、町としても検討していただきたいなど。

委員長 植村総務部長。

総務部長 申告そのものは、当然、税務署でしか受け付けられないわけではありますけれども、やはり身近な窓口ということで税務課に相談に来られる

っていう方、多々おられると思います。その際には、親切丁寧に、わかりやすい説明に心がけてですね、対応していくということには、今まででもそうしていましたので、それについては変わりませんので、そういう対応を努めてまいりたいというふうに思います。

木澤委員 町のほうでは丁寧に対応していただいているというのは、この間の取り組みなんかも見させていただいてそういうふうに思っていますけど、やっぱりいかるがホールの相談会等がなくなってしまったということについて、町独自でできるのかというとなかなか難しいという点はあるかと思しますので、引き続きやっぱり国のほうに声をあげていただきたいというのと、県なんかとも相談しながらですね、それか広域でとか、何かちょっとやっぱりそういう体制がとれないかなという検討もね、していただきたいなというのは、これはお願いしておきたいと思います。

それとですね、この固定資産税の農地のところのやつなんですけども、これ、課税の強化っていうふうに出てきていますけども、普通、こういう書き方すると、より厳しくするということなのかなというふうに、ぱっと受け止めたんですけども、ただ、中身説明いただきますと、割合を乗じないこととか書いているんですけども、これ、もうちょっとわかりやすく説明してもらえませんか。

委員長 黒崎税務課長

税務課長 調整区域のですね、農地におきましては、評価を行う場合ですね、周辺の売買価格等を参考に基準方式という形で行っているわけなんですけども、以前から、調整の農地につきましてはそういった売買価格も少なく、あと、売買をされる場合は1反とか2反程度の小さい区切りで売買されておると。そして、買い手にとっては、その買うことによってそういった収益性が高くなるということで、実際の考える価格よりも高く買われるであろうということで、国のほうが、調整区域の評価をする場合はその評価、実際の売買価格をもとにした価格よりか補正をかけましようということで、今現在0.55というふうなものにかけて課税標準

額を出して税金の計算をしているというふうなものです。それで、その部分について、遊休農地ということでなればですね、その0.55を外していこうというふうな改正であります。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時26分 休憩)

(午前9時29分 再開)

委員長 再開いたします。
池田副町長。

副町長 農地については、平成28年度から、いわゆる耕作放棄地を解消するために耕作放棄地については課税を強化する、今までの0.55の減額を生じないと、発生させないということで、ただし、中間管理機構を利用して耕作放棄地を田とか畑として耕作された場合については今までどおりの措置を講じますと。なおかつ課税標準額についても特例を設けて、3年間について2分の1の特例を設けるということにされたわけでございます、これによりまして遊休農地の解消を図っていこうという措置を強化されたということでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは次に、(2)「女と男が輝く未来計画－第3次斑鳩町男女共同参画推進計画－(案)」について、報告を求めます。
面卷企画財政課長。

企画財政課長 それでは、各課報告事業の(2)「女(ひと)と男(ひと)が輝く未来計画－第3次斑鳩町男女共同参画推進計画－(案)」につきまして、

ご説明をさせていただきます。資料2となっております。

初めに、本計画（案）策定の経緯につきまして、ご説明をさせていただきます。本町では、平成8年に第1次計画、男女共同参画社会推進行動計画～女（ひと）と男（ひと）が輝く未来計画を策定、平成16年に男女共同参画推進条例を制定の後、平成18年に第2次計画を策定し、男女共同参画の実現に向け、さまざまな施策に取り組んでまいりました。この第2次計画の計画期間が本年度、平成27年度で終了いたします。そうしたことから、男女が社会の対等な構成員としてその個性と能力を發揮し、社会のあらゆる分野で活躍することができる男女共同参画社会の実現を目指すため、平成26年度に住民意識調査を実施し、その結果を踏まえまして、斑鳩町男女共同推進委員会に第3次斑鳩町男女共同参画推進計画の策定について諮問し、審議を進めております。このたび、第3次計画案の取りまとめができましたことから、その内容につきまして、ご報告させていただくものでございます。

まず、第3次計画案の構成についてでございます。表紙をめくっていただきまして、目次をごらんいただけますでしょうか。第3次計画案は、第1章から第4章で構成されております。

第1章で、計画の基本的な考え方をお示しし、第2章で、計画の背景として、男女共同参画に関する世界や国、奈良県、斑鳩町の動きや社会の状況を掲載しております。そして、第3章が、計画の内容になります。計画の柱となる5つの基本目標と11の基本方針を掲げております。第4章では、計画の推進として、今後の本計画の総合的な推進体制、女性の職業生活における活躍に関する基本方針に基づく推進計画などを示しております。

それでは、第1章、計画の基本的な考え方についてでございます。2ページをごらんください。

1、計画策定の趣旨でございますが、近年、人口減少時代を迎え、少子高齢化の進展を初め、社会経済や地域社会などの急速な変化を背景に、男女間の暴力に関する問題の多様化のほか、ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍支援に関することなど、男女共同参画に関する新たな課題や取り組みが求められております。しかし、昨年度実施いたしました住

民意調査の結果を見ましても、性別役割分担意識は根強く、男女の不平等はいまだ解消されていない状況であり、政治や経済の場における女性の活躍も低調である一方で、子育てや介護、地域の方へ男性の参画が進んでいないなど、多くの課題が残されています。第3次計画は、このような状況を踏まえ、本町の総合的な行動計画として策定するものでございます。

次に、2、計画の位置づけでは、3ページのイメージ図をごらんいただけますでしょうか。この計画が総合計画の分野別計画であること、斑鳩町協働のまちづくり指針、斑鳩町健康増進計画、斑鳩町子ども・子育て支援事業計画などの諸施策を男女共同参画の視点をもって連携するものであることをお示ししております。また、国において、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、女性の職業生活における活躍推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法が昨年8月に制定され、9月に策定された国の基本方針で、市町村においては、国の基本方針を勘案し、地域における女性の職業生活における活躍を推進するための行政としての推進計画を定めるよう努められることとされました。本町におきましては、男女共同参画推進計画の一分野として既に女性の職業生活における活躍を推進しているところであるため、女性活躍推進法に基づく推進計画と第3次男女共同参画推進計画を一体のものとして策定し、対応することとしております。

次に、3、計画のテーマでございますが、これまでの計画の継続性、また、男女共同参画に関する住民の意識・実態の現状から、第2次計画で掲げましたテーマ「女(ひと)と男(ひと)がともに輝いて暮らせる男女共同参画のまちづくり」を第3次計画の理念として継承しているところでございます。

次に、4ページをごらんください。4、計画の基本目標でございますが、第2次計画策定以降の社会動向や男女共同参画にかかわる法制度の見直し等新たな課題を踏まえ、第3次計画においては、計画の柱として5つの基本目標を設定しております。

次に、5、計画の構成ですが、本計画案は、5つの基本目標と、それ

を実現するための11の基本方針、具体的に推進するための基本施策と施策の内容で構成されております。

次に、5ページをごらんください。6、計画の期間についてですが、現行計画と同様10年間とし、必要に応じて見直すこととしております。

続きまして、第2章、計画策定の背景についてでございます。8ページから13ページにかけて、男女共同参画に関する世界・国・県・斑鳩町の取り組みを年表形式にし、条約や法律などについての簡単な解説を記載しております。また、14ページから21ページにかけて、男女共同参画に関する社会状況について、データを交えながら記載しているところがございます。

続きまして、第3章、計画の内容についてでございます。恐れ入りますが、24ページをごらんいただけますでしょうか。本計画案では、男女がともに生き生きと活躍できる男女共同参画社会の実現を目指し、計画の柱となる5つの基本目標と11の基本方針とする施策体系で構成しております。

まず、基本目標1、男女共同参画社会実現にむけた意識づくりについてであります。住民意識調査の結果で、男女の地位の平等感において、男女間で認識のずれや、妻は家庭を守るべき、家事、育児・介護は女性がするほうが良いなど、性別役割分担意識が男性で強い様子もうかがえることから、基本方針1として、男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識の改革を掲げております。また、ライフステージの各段階に応じた教育・啓発の推進が重要であるため、基本方針2として、男女共同参画を推進する教育・学習の充実を掲げております。そして、基本方針1では、男女平等意識を高めるための啓発、人権尊重意識に基づく情報学習と情報発信の推進を、基本方針2では、教育・保育における男女共同参画教育の推進、男女共同参画の視点に立った社会教育・生涯学習の推進を基本施策としております。

次に、基本目標2、男女がともに社会のあらゆる分野に参画できる基盤づくりについてであります。さまざまな分野で女性の社会進出が進む中、施策や方針の決定過程などの重要な場は男性によって占められることも多い現状があるため、基本方針3として、働く場における男女共同

参画の推進、基本方針4として、政策・方針決定過程における男女共同参画の推進を掲げております。そして、基本方針3では、事業者における方針決定過程への女性の参画促進、女性の人材活用とチャレンジ支援を、基本方針4では、町における政策・方針決定への女性の参画推進、地域活動等における方針決定への男女共同参加促進を基本施策としております。

次に、基本目標3、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進であります。仕事と子育てや介護との両立など、仕事と生活の間で抱える問題を解決するためのワーク・ライフ・バランスの視点に立った取り組みを推進するため、基本方針5として、働き方・働き方の改善への支援、基本方針6として、仕事と子育て・介護が両立できる環境整備の促進を掲げております。そして、基本方針5では、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及・啓発、職場におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進を、基本方針6では、家事や子育て・介護など家庭生活への男女の参画推進、男女がともに地域活動等に参画しやすい環境づくり、子育てや介護などの負担軽減のための支援の充実を基本施策としております。

次に、基本目標4、男女間の暴力等を許さない社会づくりについてであります。DV防止法の強化を踏まえ、性別に起因するあらゆる暴力を許さない視点に立った社会づくりを一層強化するため、基本方針7として、男女間の暴力に関する意識啓発の推進、基本方針8として、ハラスメントの防止対策の推進を掲げております。そして、基本方針7では、DV根絶に向けた意識啓発の推進、DV根絶のための学習機会の提供、DV防止のための関係機関との連携強化、被害者に対する相談・支援体制の充実を、基本方針8では、ハラスメント防止のための啓発の推進、庁内でのハラスメント対応体制の整備を基本施策としております。

次に、基本目標5、誰もが安心して暮らせる環境づくりについてであります。女性も男性もともに輝く社会は、妊婦、子ども、若者、高齢者、障がいのある方、ひとり親として世帯を支える人など、全ての人にとって暮らしやすい社会をつくることであることから、基本方針9として、性に対する理解と生涯を通じた男女の健康支援、基本方針10として、

援助を必要とする人の支援、基本方針11として、防災・まちづくりにおける男女共同参画の推進を掲げております。そして、基本方針9では、性を理解・尊重するための教育と啓発、男女の心身の健康づくりへの支援、妊娠・出産等への支援を、基本方針10では、ひとり親家庭への支援の充実、在住外国人家庭への支援の充実、高齢者や障がいのある人への支援の充実を、基本方針11では、男女共同参画の視点での地域活性化のためのまちづくりの推進、男女共同参画の視点での防災対策の推進を基本施策としております。

なお、25ページ以降、78ページまでが計画内容につきましての説明としており、その構成は、基本施策ごとに現状と課題を明らかにし、施策の展開で今後の方向性をお示しした上で、基本施策の内容と主な事業を具体例として整理しているところでございます。

80ページをごらんいただけますでしょうか。第4章、計画の推進についてであります。1、総合的な推進体制の整備として、(1)男女共同参画推進委員会の設置、(2)男女共同参画推進本部の設置を掲げております。また、2、地域との連携、3、国・県等の連携について掲げているところでございます。81ページをごらんください。4、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針に基づく推進計画についてであります。先ほども申しあげましたとおり、本町におきましては、男女共同参画推進計画の一分野として、既に女性の職業生活における活躍を推進しているところでございます。そうしたことから、女性活躍推進法に基づく推進計画と第3次男女共同参画推進計画を一体のものとして策定し、対応することとしております。また、これらの取り組みの進捗状況や達成状況を把握し、効果的な推進に努めるため、82ページで、先進自治体の指標を参考にさせていただきながら3つの指標を設定しております。また、男女共同参画施策を着実に執行していくため、5、男女共同参画施策の進行管理、評価の推進について掲げているところでございます。

以上で、女と男が輝く未来計画、第3次斑鳩町男女共同参画推進計画案につきましてのご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。
平川委員。

平川委員 今、ざっと見せていただいている、今の現行計画に比べてすごく中身が厚くなったかなというふうに思うんですけども、今までの計画に特になくて、この10年の間に社会の情勢などが変わってきて、特に新たに盛り込んだ視点があるものっていうのはどの辺なのか、ちょっとお聞かせください。

企画財政課長 第2次計画、現行の計画です、それと第3次計画を見まして、特徴と申しますのは、これまでは3つの柱でしたけども、5つの柱にさせていただきました。その中では、ワーク・ライフ・バランス、そういった部分の視点を取り入れているところは1つ大きな点がございます。もう1つといたしましては、災害・防災に関する視点についても今回取り入れさせていただいたところが大きな特徴となっているところでございます。以上です。

平川委員 防災についても、前、決算の委員会でも、女性についてのそういう防災の備品、備蓄をお願いしたいということですか、あと、避難所の運営とか、そのあたりも要望させていただいたことが入っているかなというふうに思いますが、あと、女性活躍推進法に関する視点も入れてくださっているの、必要なものはある程度フォローされているのかなというふうに思いますけれども、あと1点お伺いしたいのが、最近、性同一性障害であったりとか、あと、先天的に男女の区別が生まれつき判明しづらいようなことがあるとかいうようなことが社会的にも話題にもなっていますけれども、そのあたり、斑鳩町ではどういうふうな現状と、それに対する対応っていうのは、必要なのか、必要ないのかも含めて、ちょっとお伺いしたいんですけれども。

企画財政 いわゆるLGBTだと思うんですけども、斑鳩町にとりましては、世

課長 界的にそうした形で、いろいろな形で対応、多様化に対応されているところでございますが、新たな課題として、今後10年でどういうふうにしていけばいいのかというふうなところを検討、対応させていただくというふうな感じが現状でございます。

平川委員 学校においても、斑鳩町の場合は制服なので、どうしてもスカートをはきたくないと感じている女子の生徒さんだったりとか、そういう制服に違和感を感じていらっしゃる方もいらっしゃると思うんですけども、その辺は何か、聞いてわかるものなんでしょうか。

委員長 清水教育長。

教育長 今のところ、学校のほうからそういった報告は聞いてございませんが、特にそういった子どもが出てきた場合、適切に対応するようにしてまいる所存であります。

委員長 ほかにございませんか。 木澤委員。

木澤委員 ハラスメントの庁内での対応体制の整備ということで項目あげていただいていますけども、これ、例えばそういう相談があったときにどういう体制で対応されるというふうになっているんでしょうか。

委員長 加藤総務課長。

総務課長 斑鳩町の庁内でのハラスメント対応ということで、職員の関係につきましては年何回か、こういった関係については周知をさせていただいております。特に相談窓口については、総務課長ないし総務部長が一次的にまず対応させていただく中で、それぞれ関係職員について聴取しながら個々対応していくという体制を現在もとらせていただいております。

木澤委員 相談されるそのケースによって対応がまた変わってくるかなとは思

んですけども、当然ね、そういった窓口を庁内に設けるっていうこともあれですけども、必要に応じてはやっぱり庁外の、外部の方にも入っていただいて対応を検討するということが必要になってくることもあろうかなと思いますけども、そういった視点っていうのはあるんでしょうか。

委員長 池田副町長。

副町長 庁外の対応ですけども、いろいろな、例えばもう例を出しては悪いですけども、今、今回でもある大学で、生徒さんのする内部通報で、准教授のことでセクハラで問題になりましたけども、それはもうちゃんとその大学内で調査委員会を設けてされました。町におきましても、やっぱり内部通報制度がございますので、今、課長申しあげましたように、まず内部でそれを調査してやっていくと。それで、今後、非常に重大案件、ちょっと想像はつきませんが、重大案件があれば、外部のいろいろな弁護士さんに相談申しあげて、その対策ですね、今後の対策について組織としてどう取り組んでいけばよいかというような案件が出てきた場合には、そういう対策をとることもあろうかと思えますけども、今はその内部の調査委員会を立ち上げて調査して、もしそれがきっちりしたものが明らかになれば、それ相当の対処をしていくと、こういう状況になっております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは次に、(3)斑鳩町教育に関する大綱について、報告を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政課長 それでは、各課報告事項の(3)斑鳩町教育に関する大綱につきまして、ご説明をさせていただきます。資料3となっております。

平成27年4月1日、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一

部を改正する法律が施行され、全ての地方自治体に首長と教育委員会で構成する総合教育会議の設置が義務づけられ、首長と教育委員会が協議・調整を行い、首長が教育大綱を策定することとされました。そうしたことから、本町におきましても平成27年5月13日に総合教育会議を設置し、本年2月まで全4回にわたり協議・調整を行い、去る2月4日に、本町の教育の目標や施策の根本的な方針となる斑鳩町教育に関する大綱を策定したところでございます。

それでは、斑鳩町教育に関する大綱について、ご説明をさせていただきます。資料の1ページをごらんいただけますでしょうか。

1のはじめにでは、昨年4月1日から施行されている地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の趣旨及び首長と教育委員会との連携の必要性等、これまでの教育委員会制度の見直しに係る経緯を記載しております。次に、2の根拠法令でございますが、大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき策定するものでございます。なお、策定に当たりましては、本町の行政施策の基本的な方針やそれを達成するための施策等を示した斑鳩町総合計画を基本にするとともに、国の教育振興基本計画に定める基本的な方針を参酌して策定しております。

次に、3の期間でございます。斑鳩町総合計画の後期実施計画の策定期間が平成28年度から平成32年度までの5年間となっており、その整合を図ることから、本大綱におきましても、策定日から平成32年度までのおおむね5年間としております。

次に、2ページをごらんいただけますでしょうか。このページは、斑鳩町教育に関する大綱の策定についての本町の考え方をお示ししております。

次に、3ページをごらんいただけますでしょうか。このページは、斑鳩町の教育理念を示しております。教育理念は、斑鳩町教育委員会の教育スローガンと同じ「育てよう和の心」としております。十七条憲法に見られる聖徳太子の言葉「和を以って貴しと為す」の「和」を引用しており、いわゆる協調性を重んじる心を育てようとするものでございます。そして、3つの理念を掲げております。まず1つとして、和の精神をも

とに、人を思いやる心、いたわる心、感謝する気持ちを育み、善悪を判断する力をつけることができる教育をすすめます。2として、生涯にわたって、自ら学び、自ら健全な心身を育むことができる生涯学習・生涯スポーツをすすめます。3つとして、歴史的・文化的遺産の保全や継承に努め、住民が地域に誇りと愛着を持つことができるまちづくりをすすめるとしております。

次に、4ページから5ページにかけてごらんいただけますでしょうか。このページは、教育理念を達成するための各分野の基本方針、施策目標、そしてこれらを達成するための取り組みの柱を記載しております。その基本方針でございますが、まず1つとして、Ⅰ、子どもの「生きる力」を育む教育活動を推進します。、2つとして、Ⅱ、子どもが安心して意欲的に学べる質の高い教育環境を提供します。3つとして、Ⅲ、子ども一人ひとりに応じた支援を充実します。4つとして、Ⅳ、だれもがいつでも学び、健やかで心豊かに活動できるまちづくりを推進します。5つとして、Ⅴ、歴史的・文化的遺産を生かしたまちづくりを推進します。としております。また、基本方針には、施策目標として13の目標を掲げており、これらを達成するため、それぞれに取り組みの柱を掲げているところでございます。

今後は、この大綱に基づきまして、本町の教育行政の推進に努めてまいります。また、この大綱を広く住民の皆さまにお知らせすることから、リーフレットを作成し、住民周知を図ってまいりたいと考えております。

以上で、斑鳩町教育に関する大綱につきましてのご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 法改正によって首長と教育委員会との連携ということが位置づけられてきて、それに基づいてこうした大綱をつくられたということですけども、今、町の総合計画との整合性等については報告いただきましたけども、もともと教育委員会もしくは学校ですね、のほうで指針みたいなや

つっていうのもってのはったんかなというふうに思うんですけども、それについて、まず、もともとあったんでしょね。その点、確認させてもらっていいですか。

委員長 清水教育長。

教育長 教育委員会に基づく指針等々ございましたけれども、当然、文科省のですね、教育指導方針等々ございまして、それに準じてやっておったということで、特に、それに準じてやっておりますので、特に斑鳩町として定める指針はございませんでした。ところが、今回こういう機会を得ましてですね、町長部局といろいろ協議を重ねる中で、こうした方向で指針、大綱ができたということを私自身も喜んでおりまして、これに基づいて、計画的により、提言、もう明文化することによって、学校等々、住民の方も含めてですね、一緒に、ともに斑鳩町の子どもたちを育てていこう、生涯学習を進めていこうと気運が盛り上げればなというふうに期待をしているところでございます。

委員長 よろしいですか。
ほかにございませんか。

(な し)

委員長 この大綱されて、教育委員会との兼ね合い、結局どうなっていくわけなんですか。この大綱によって教育委員会の方針も決まっていくということなんですか。それとも、教育委員会はまだ独立してやっていくけども、町としてはこういうことでやっていきたい。この教育委員会との兼ね合い、どうなるのかな、そこら辺、私、まだぴんとけえへんねんけども。 安藤教委総務課長。

教委総務課長 この大綱の策定につきましてはですね、首長、教育委員会、相互に尊重義務がかかるということとなります。この策定した大綱のもとですね、

それぞれの事務、執行・管理していくということになるんですけども、今回法改正された趣旨といいますのが、教育長の責任を明確化したということ、そしてまた首長の任命責任も明確化したということ、そして総合教育会議を設けたということなんですけれども、もとより教育施策に関する予算の編成、執行であるとかですね、条例案の提出等については、これまでどおり首長の責任でやっていくということではなりません。一方、教育委員会の位置づけはですね、維持されているんです。例えば公立学校の管理であるとか、教職員の人事については教育委員会の合議に基づいてですね、執行されますので、教育委員会の役割というのは何ら変更はないという、そういう位置づけで今後も進めていくというところでございます。以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。

 (な し)

委員長 それでは次に、（４）学校支援事業の利用料減免（案）について、報告を求めます。 安藤教育委員会総務課長。

教委総務課長 各課報告事項（４）学習支援事業の利用料の減免（案）について、ご説明をいたします。この学習支援事業の利用料の減免につきましては、さきの総務常任委員会並びに町議会定例会における一般質問等におきまして、議員皆さま方からご意見・ご要望を頂戴したところでございます。町といたしまして、学習支援事業の減免についての考え方を整理いたしましたので、ご説明をさせていただきます。

 当初、減免の対象でございますが、生活保護世帯に属する場合、また災害に遭遇した場合等を想定しておりましたが、子育て支援を充実することから、新たに準要保護の認定を受けている場合、また、多子世帯に属する場合を加えさせていただきました。お手元の資料の認定のところでございますが、規則、これは減免に関する規則でございますが、第２条第２号（町長が特に必要と認める者）の、①就学援助事業における準

要保護の認定を受けている場合は、利用料の10分の5の減免、月額500円の減免を、②同一世帯の18歳未満の児童生徒のうち、第2子及び第3子以降に該当する場合、第2子が利用料の10分の5の減免、月額500円、第3子以降は利用料の10分の10の減免、月額1,000円を考えております。また、表の右端には、小学校・中学校それぞれの対象者の見込み数を表示しております。

以上で、学習支援事業の利用料の減免（案）についてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。
小村委員。

小村委員 以前の議論から、準要保護とか、第2子世帯、第3子世帯へのこの減免が決まったと思いますが、初めの予算との影響額をお聞かせください。

教委総務課長 この減免によります影響額でございますけれども、小学校、中学校あわせましてですね、1年間通して、通年で実施した場合で申し上げますと、授業料の総額が132万円となっておりますが、これに対してですね、減免の総額は68万2千円を見込んでおります。以上でございます。

委員長 ほか、ございませんか。 平川委員。

平川委員 この(2)の②の第2子、第3子以降に該当する場合というのは、これは第2子が既に対象じゃない、例えば高校生だったり、大学生だったりってした場合も、この第2子、第3子が通っていれば該当するのか、それとも同時に学習支援に通っているお子さんが2人ないしは3人いらっしゃる場合を想定しているのか、どちらなのでしょう。

教委総務課長 第1子が例えば高校生であってもですね、第2子、第3子が小学生、中学生であれば減免していくと、そういうことでございます。

平川委員 あと、すみません、ちょっとこの減免に直接かかわることではないんですけれども、前回、学習支援事業の利用する場合に送り迎えを必ず必要とするということだったんですけれども、学童保育に通っているお子さんの場合は、学習支援が終わったあと、学童保育に行き保護者が帰ってくるのを待つということができると思うんですけれども、保護者が働いておられる場合、学習支援が終わって、学童に行っていない場合は、そもそも学習支援に通わせることができないのか、それともある程度お迎えが来られる時間まで学校のほうで待機することができるのか、そのあたり、いかがなんでしょう。

教委総務課長 この制度の利用につきましては、原則、保護者の迎えを原則としているところでございます。終わる時間帯がですね、小学校の場合は4時から6時までということにはなりますので、保護者の帰ってくる時間帯にもよるかとは思いますが、できるだけ学校のほうでは柔軟にですね、対応できるように配慮していきたいと考えております。

平川委員 やはり働いておられる家庭もいらっしゃるって、学童に行っておられない高学年のお子さんもいらっしゃると思いますので、そのあたりの対応をお願いしたいと思います。

それと、前、以前この最初に計画についてご説明いただいたときに、使える補助金などがあればまた検討していくということだったと思うんですけれども、そのあたりがどうなのかっていうことと、あと、生活困窮者自立支援法の関係で、学習支援っていうのもその中に入っていると思うんですけれども、それとは今回の斑鳩町の学習支援っていうの、また、そもそもの考え方が違うっていうふうに聞いているんですけれども、それとの連携というか、何かすることができるのか、その補助金を活用することができるのかっていう、そのあたりはいかがなんでしょうか。

教委総務課長 国の補助金でございますけれども、文部科学省がですね、学習の遅れがちな中学生を対象とした学習支援事業というのを実施しております。

原則無料で実施することが補助の要件となっておりますので、補助については、一部自己負担を徴収するということではございますが、現時点においてはですね、文部科学省においても、自己負担を徴収しても補助対象になる場合があるとしていると、そういう見解を示しておりますので、今後、できる限り補助を採択できるようにですね、働きかけをしていきたいなというふうに考えております。

あと、生活困窮者のほうとの兼ね合いなんですけれども、町としましては、この文部科学省のこの学習支援事業ですね、との、この事業で利用してですね、活用して進めていきたいというふうには考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

平川委員 その自立支援法を使った場合は、対象はもう生活保護世帯に限定されるんですかね。幅広く学習の遅れがある人を対象にするとすると、こういう文科省の制度にのったほうが斑鳩町の趣旨に沿ったことができるということでしょうか。

委員長 質問の意味がわからへん、それとも答弁がちょっとできにくい。
清水教育長。

教育長 今、平川委員さんおっしゃりましたように、特定の生活保護世帯である、その困窮世帯に対する補助金を使うのか、それとも、今、課長が申しあげました文科省の補助金を使うのか、選択の中でですね、できるかどうかということを含めて、今後、検討してまいりたいと考えております。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前10時11分 休憩)

(午前10時12分 再開)

委員長 再開いたします。

清水教育長。

教育長 先ほどの答弁でちょっと不確かなことがございまして、訂正をさせていただきますと思います。生活困窮者に対する自立支援法関係については、今、県のほうでやっている事業でございまして、町村にはおりてきていない状況でございますので、先ほど申しあげましたように文部科学省のほうの補助金を活用していくという方向でというふうに考えております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは次に、(5) 学校給食調理・洗浄業務の委託について、報告を求めます。 安藤教育委員会総務課長。

教委総務課長 それでは、各課報告事項(5) 学校給食の調理・洗浄業務の委託について、ご報告をいたします。現在、締結している学校給食調理洗浄業務の契約期間が3年間でございますが、本年3月31日で満了となりますことから、平成28年度から新たな3年間の委託業者を、去る12月25日実施の入札により決定をいたしました。また、あわせて、斑鳩小学校につきまして、町長のご挨拶の中でもございましたが、これまで直営で調理・洗浄業務を行ってまいりましたが、職員の定年退職等の状況を見る中で、平成28年度から業者委託していくこととしております。

契約業者名、契約金額は表のとおりとなっております。斑鳩小学校は株式会社シンエイフード、その他の学校は、これまで契約している業者と同じ業者に決定をいたしました。

以上、学校給食調理・洗浄業務の委託についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

木澤委員。

木澤委員　この給食の調理洗浄業務の委託自体、私は問題があるということで良とはしてきませんでしたけども、その中の1つにですね、課長も今、直接雇用されている職員さんの話に触れていただきましたけども、ちょっと確認したいんですけども、給食調理員さんで直接雇用されていた方が今まではまだ何人か残っておられたけども、もうその方は全員定年退職っていうんですかね、退職をされて、もうゼロになったという状況なのか、その点について確認したいと思います。

教委総務課長　給食調理員、正規職員の給食調理員の状況でございますけれども、現在、3名の調理員がおります。うち1名はですね、今年度末に退職をいたします。定年退職でございます。そして、もう1名がですね、定年退職が平成36年の3月末で退職をするという状況になっております。あともう1名はですね、今現在、再任用で雇用しております。ですので、3名、今現時点では雇用しているという状況でございます。

木澤委員　そうすると、1人の方はもう今年度で定年退職されるということですけども、再任用でおられる方と、もう1人は平成36年度まで任期があるという方についての待遇っていうのはどんなふうになるのでしょうか。

教委総務課長　まず、再任用の職員についてはですね、次年度、28年度についてはですね、再任用を継続しないという意向を確認しております。そして、その平成36年3月末までの職員についてはですね、今後、用務員等ですね、他の職種での任用を、本人の意向もですね、聞きながら、他の職種での任用を考えております。以上でございます。

木澤委員　再任用の方はもう契約を切るということで、それは町のほうからの体制の変更に伴うものだと。

教委総務　本人にですね、継続の意思を確認をしております。本人からですね、

課長 もう再任用は辞退するという事で申し出がございました。ちょうどこ
とし3月末に退職する、ちょうど定年退職する者についてもですね、意
向は確認はいたしましたら、継続はもうしないというふうに確認してお
ります。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは次に、(6)臨時職員の賃金改定について、報告を求めます。
加藤総務課長。

総務課長 それでは、各課報告事項6番目、臨時職員の賃金改定について、ご報
告をさせていただきます。資料の6をごらんいただけますでしょうか。

今回の改定につきましては、多様な行政ニーズに対応するため、新た
な職種の賃金の額を定めるとともに、平成27年度の国家公務員の給
与に関する人事院勧告の改定内容を基礎として、臨時職員の賃金改定を
行うものでございます。

改正の内容といたしましては、まず、(1)介護支援専門員の賃金の
額の新設として、地域包括支援センターの直営化に伴い新設するもの
でございます。時間給が1,230円、日給9,840円、月給183,
500円とするものでございます。

次に、(2)管理栄養士の賃金の額の新設及び保健師の賃金の額の改
正といたしまして、管理栄養士については、これまで栄養士の単価で雇
用しておりましたが、近隣の状況等を勘案する中で、管理栄養士単独の
単価を定めるため新設するものでございます。また、保健師につきまし
ても、近隣の状況等を勘案する中で単価を見直すもので、それぞれ、時
間給が1,350円、日給10,800円とするものでございます。

次に、(3)危機管理顧問の賃金の額の新設といたしまして、防災・
防犯等で危機管理体制の充実が求める中で、新年度から新たに危機管理
顧問として奈良県警察のOBを雇用したいと考えております。雇用予定

者の方につきましては、奈良県警察で38年間勤務され、その間、防犯係長や機動捜査隊、本部生活環境課長等を歴任された方でございます。雇用形態は年雇用の臨時職員とし、賃金は土木建築技術顧問と同じ月給22万円、職員手当につきましては、臨時職員に準じ支給をいたすと予定をしております。

次に、(4)賃金の額の改定といたしまして、人事院勧告の改正内容を基礎といたしまして、土木建築技術顧問、文化財活用センター長及び青少年悩み事相談員を除く臨時職員の賃金につきまして、時間給で10円、日給で80円、月給で1,600円を引き上げるものでございます。

いずれの賃金改定につきましても、平成28年4月1日施行を予定をしております。

以上、臨時職員の賃金改定についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 上げるほうなので別に文句言いませんけども、1つは、この危機管理顧問の方ですね、この方、新年度から新たに採用されるということですけども、どんな仕事をさせていただくことになるんでしょうか。

総務課長 先ほどご説明も一部させていただきましたけれども、基本的には、防災・防犯の関係でアドバイスをいただくというような形を考えております。

木澤委員 もうちょっと具体的に教えてもらえますか。

委員長 池田副町長。

副町長 今、どの自治体でも、危機管理官としてはもう正職員で置かれておられる、市段階とか、大きな町ではもう今、全て置かれております、実際問題。それで、災害起きたときに、その方についてはやはり災害起きた

ときに、自衛隊または警察とのより緊密な連携ができるという、経験がありますので、できるということでされております。町といたしましても、こういう方を、今後、災害に備えてこういう方を来ていただいて、平常時からやはりいろいろな準備、いろいろなやっぱり準備等々、平時からございますので、それらについてもアドバイスいただくと。また、防犯があります。いろいろな最近、子どもさん関係の事故等がございます。それらのときにもやはりいち早く県警と連携されて、いろいろな庁内体制、探す、捜索のほうとか、庁内では探すほう等々もいろいろアドバイスをいただくと。それで、県警との連絡を密にして、より情報を得やすくしているといったところでされておりますので、町といたしましても、やはりそれらの体制をとって行って、町民の安全、安心に役立てていきたいと考えております。また、ほかでもされておりますのは、やはりいわゆる悪質滞納者がございます、悪質な滞納者。こんなときにもやはり税務課の職員と一緒にその対応をしていただくということなども、各市町村でもされておりますので、町といたしましてもそのように対応していきたいと考えております。

木澤委員　　そうすると、新年度から機構改革されますよね。今おっしゃると、防犯のほうとか税の滞納の関係とかで対応いただくっていうことですが、この方、課の配置等でいうと、どういう形になるんでしょうか。

委員長　　加藤総務課長。

総務課長　　危機管理顧問につきましては、総務部のほうに配属をさせていただきます。

木澤委員　　ちょっとまだよくわからないところもありますけども。

それとですね、人件費の関係で、今、臨時職員さん、多くなってきていますけども、基本的には同一賃金で同一労働だということで、同じ仕事をしていただいている方であれば、本来であれば正職員として採用していくべきかなというふうに思うんですけども、それは全員が全員って

いうわけにもなかなか財政的にはいかないでしょうけども、職員さんの人件費に対する交付税の算入っていうのはどんなふうに見ておいたらいいでしょいかね。

委員長 面巻企画財政課長。

企画財政課長 木澤委員もご承知のとおり、交付税につきましては、10万人規模であったり、それぞれ規模に応じて職員配置というのが決まっておりますので、一概にこれだけっていうのを、今、言える状況ではないので、それぞれの交付税算定の10万人規模に対する人件費の基準財政需要額に措置されているというふうな形でしか答弁することができないので、よろしく願いいたします。

木澤委員 答弁するの難しかったらあれですけども、例えば、今いてる臨時職員さん、全員正規で採用したと、仮の話ですよ、として申請をして、そうすると、基準財政需要額自体はふえるじゃないですか。需要額じゃなくてこっちのほうか。ふえないんですか。

企画財政課長 財政需要としてはふえます。でも、交付税に算入される基準財政需要額は全くふえないです。そういう仕組みになっています。

委員長 ほかにございませんか。 平川委員。

平川委員 この危機管理顧問っていうのは、非常勤になるんですか。勤務の体制ってどうなるんですか。それと、過去にもこういう顧問というような役職の方はいらっしゃったんでしょうか。

委員長 加藤総務課長。

総務課長 まず、過去の関係でございます。今年度、平成27年度から、都市建設部のほうに土木建築技術顧問というのを置かさせていただいております。

す。今回、お2人目という形での顧問という形でございます。勤務形態については週5日勤務していただくということで、通常の一般職員と同様の勤務体制となっております。

委員長 ほかにございませんか。ございませんか。

(な し)

委員長 私のほうから。この、危機管理顧問ですか。名前は格好よかって、いかにもおってほしいなという感じですけども、日常の業務は何をされるんですか。 池田副町長。

副町長 日常のデスクワークっていうのは、例えば、これを計算して、こういう文書をつくってというのは、今、先ほど申しあげた危機管理のときにこういう体制をとっていかうと、災害のときにこういう体制をとっていかうということを常々考えていただくということでございます。顧問、何をされるか、例えば総務部長、普段何をされておるんかということは、やはり各課との相談を受けております。顧問についても、今、申しあげた防災・防犯、それでやっぱり今、暴対法の関係ありますし、それは相談を受けていただくと。例えば、難しい事案の徴収なんかがあれば一緒についていていただくと、そういう仕事をしていただくと。そういうことで、今、置かれている、正職で置かれている危機管理官についても、そういう状況で勤務をされております。あくまでも職員からの相談を受け、相談いうか一緒に行動して、防災とか、災害がいざ起きたときの体制に備えていくということでございます。

委員長 そうしたら、職員からのことについて対応していくということなんですか。

副町長 当然、住民の方からいろいろな、例えば暴力団関係の相談があれば、当然、この方は対応されます。住民さんから例えば総務課のほうへ暴力

団関係の相談があれば、当然、この人も対応されて、当然、必要であれば、警察の事案になれば、警察のほうにもこの方のほうからいろいろな手続きを踏まれるということでございます。

委員長　　これぐらいにしておきますけど、それは今まで町の職員がやってきたことでもあるのではないかなとは思っておりますのでね、これぐらいにしておきたいと。また、今後また注視していきたいとは思っております。ほかにございませんか。

(な し)

委員長　　これをもって、各課報告事項については終わりますが、ほかに理事者側から報告しておくことはありませんか。　谷口総務課参事。

総務課参事　　総務課から、斑鳩町コミュニティバス実証運行業務委託予定事業者の選定結果につきまして、ご報告をさせていただきます。コミュニティバス実証運行業務につきましては、公募型プロポーザル方式によりまして、12月24日に募集公告を行い、事業者を公募いたしましたところ、奈良交通株式会社1社から応募がございまして、斑鳩町地域公共交通会議内の選考委員会におきましてヒアリング審査を実施した結果、奈良交通株式会社をコミュニティバス実証運行業務委託予定事業者として選定いたしましたので、ご報告をさせていただきます。以上でございます。

委員長　　ほかに報告いただくことはございませんか。

(な し)

委員長　　そうしたら、ただいまの報告について、何か質疑、ご意見があればお受けいたします。　木澤委員。

木澤委員　　契約金額はいくらになったんでしょうか。

総務課参事 契約につきましては、今後、事業者との調整をする中で、契約はまだいたしておりませんので、金額のほうは決まっております。

委員長 ほか、ございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、各課報告事項についても終わります。
続いて、3. その他について、各委員より何かありましたら、お受けいたします。

(な し)

委員長 その他についても、これをもって終わります。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。
それでは、閉会に当たり、町長の挨拶をお受けいたします。
小城町長。

町 長 (町長挨拶)

委員長 これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。
どうもご苦労さまでございました。

(午前10時33分 閉会)